

県立長良特別支援学校

◎県立学校の体育施設を利用するには、岐阜県教育委員会への利用団体登録が必要です。

詳しくは岐阜県教育委員会体育健康課ホームページをご覧ください。



★基本情報

所在地 〒502-0071 岐阜市長良 1237-1
電話 058-233-7418 F A X 058-233-7978
アクセス 岐阜バス長良医療センター下車 2 分, 長良医療センター口下車 7 分
駐車場 休日 30 台 ※西門よりお入りください。台数は最大駐車可能数です。

★体育施設

施設名	実施可能種目（ ）内は貸出可能備品	附属施設（ ）内は設置場所
グラウンド	・ テニス&ソフトテニス 1 面 ・ ドッジボール	

★注意事項

○施設について

- ・グラウンドの表面はアスファルト仕様です。
- ・グラウンドを囲むフェンスが低く（1.6 m 程度）、校舎との距離は 3 m 程度しかありません。

○用具等について

- ・用具類（ボール、バット、グローブ、ベース、ラケット、シャトル、ネット、支柱等）の貸出はありません。利用団体でご準備ください。
- ・貸出可能備品以外の必要な備品及び消耗品（ラインカーや石灰等）については、利用団体でご準備ください。

○利用について

- ・利用後はすみやかに報告書を提出してください。
- ・敷地内は全面禁煙です。学校周辺での喫煙もご遠慮ください。（ポイ捨ても厳禁です。）
- ・施設利用後は必ず原状回復してください。また、利用後は活動場所やトイレ等の清掃、グラウンド整備等を必ず行い、ごみ等も持ち帰ってください。
- ・利用を許可した場所以外への立入を禁止します。
- ・申請した日時を厳守してください。また、利用目的（実施可能種目）以外の利用はしないでください。
- ・車両で敷地内を通行する際は徐行を厳守し、事故には十分注意してください。なお、駐停車時は必ずエンジンをお切りください。
- ・教育活動の妨げにならないようにしてください。
- ・施設利用中における事故等の発生により利用団体が損害を受けた場合においても、本校に当該事故等の発生について故意又は重大な過失がない場合に限り、本校はその損害を賠償する責任を負いません。
- ・施設利用に際して、機器備品・設備等に毀損又は損失があった場合は、その損害を賠償していただきます。

注意事項が守られない利用団体は、利用団体登録を取り消し今後の利用を禁止する場合がありますので、ルールを守って利用してください。